

令和３年第８回守山市農業委員会総会議事録

第８回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟３階大会議室において招集する。

令和３年８月１０日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

１ 議事日程

- (１) 開会
- (２) 議事録署名委員指名
- (３) 提出議案

議第 31 号～議第 35 号

議第 31 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則
第 3 条の 2 第 2 項の規定による守山農業振
興地域整備計画の変更に対し、意見を求め
ることについて

議第 32 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規
定による農用地利用集積計画の決定をする
ことについて

議第 33 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対

し、許可をすることについて

議第 34 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 31 号～報告第 34 号

報告第 31 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

報告第 32 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 33 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

報告第 34 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

2 出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|---------|----------|---------|
| 1 北野 豊弘 | 2 川島 忠文 | 3 林 茂一 |
| 4 石田 達男 | 5 木村 伊太郎 | 6 寺田 久重 |

7	林 善治	8	下村 耕	9	戸田 守晃
10	山本 麻紀代	11	園田 耕三	12	寺田 英子
13	秋山 新治				

3 欠席委員は、0名です。

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	岩井 友宏
書記	主幹	西村 拓也
書記	指導員	井上 俊明
農政課	課長	水原 正純
農政課	係長	藤井 征司
農政課	係長	西川 孝司

○局 長

本総会は委員総数 13 名中 13 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 3 年第 8 回守山市

農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 3 時 10 分)

○議 長

それでは、令和 3 年第 8 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 2 件、報告案件 4 件の合計 9 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

3 番 林 茂一 委員

4 番 石田 達男 委員を指名いたします。

○議長 （第7条議題の宣言）

これより、議題に入ります。議第31号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第31号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による守山農業振興地域整備計画の変更に対し、意見を求めることについて

以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長

ただいま議題となりました議第31号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 水原課長 （第9条議案の説明）

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による守山農業振興地域整備計画の変更に対し、意見を求めるものでございます。

まず、農業振興地域の説明をいたします。農業振興地域の農地は、一般的には「農用地区域」といわれる「青地」

区域と「白地」区域とわれる「非農用地区域」があります。
今回の議題は、農地利用計画に定めている「青地」を「白地」に変更すること、いわゆる「農振除外」について、ご審議いただくものです。

議案書をご覧ください。農業振興地域の全体の変更は平成 29 年 4 月 6 日に行われております。今回の申請地は、〇〇〇町 字 〇〇〇〇 〇〇〇〇番 畑 面積は 3 3 5 m²、土地利用の変更は分化住宅の建設です。

農振除外を行う場合、農振法 1 3 条第 1 項第 2 号にあります、優良農地の確保や地域の営農環境に支障を及ぼさないことなどの観点から、5 つの要件の全てがクリアできるものと定められています。

1 つ目、農用地区域外に代替地がないこと。

2 つ目、農業上の効率的な利用に支障がないこと。

3 つ目、担い手への農用地利用集積に支障がないこと。

4 つ目、土地改良施設に支障がないこと。

5 つ目、農業生産基盤の整備事業完了後、8 年が経過していること。

以上の 5 要件となります。

今回の申請は、結婚を機に生まれ育った地域に戻り、実家近くに住まいしたいと申請されたものです。地域内の

「白地」を確認するが当該地以外の土地が無く、農用地の端であり営農に支障を及ぼすことが無いことから、農振法13条第2項各号に適合すると考え「農振除外」を行うものであります。

以上で、議題31号の提案理由の説明といたします。

○議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

この地域には地区計画が定められているため、分化住宅のための「青地」の除外はできないと聞いていますが、いかがですか。

○農政課 藤井係長

この地域には、「地区計画」が定められておりますが、宅地分譲されている土地はすべて契約され埋まっておりますので、「農振除外」は可能となります。ちなみに、○○町では「地区計画」が定められた上に、「青地」を宅地とする「保全計画」がありますので、この地域では「農振除外」はできません。

○●番 ●● ●●委員

この当該地の周囲の青地の農地も今後、分化住宅のために「農振除外」されることがあるのですね。

○農政課 藤井係長

今回のように「白地」の土地が確保できないとなれば「農振除外」が認められることはあります。

○議 長

他に質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

今回の「土地利用計画の変更の理由」の欄で、「共同住宅から戸建専用住宅の検討をするため、・・・」とありますが、どのような内容になりますか。

○農政課 藤井係長

現在、賃貸の共同住宅に住まいされており、結婚を機に専用住宅を建設する計画でございます。

○●番 ●● ●●委員

「・・・の検討をするため、・・・」とは、どのように考えたらよろしいか。

○農政課 藤井係長

「場所の選定」の検討になります。

○●番 ●● ●●委員

「場所の選定の結果、当該地になった。」とのことですね。

○農政課 藤井係長

そのとおりです。

○議長

もう少し、わかりやすい表現にしてください。

○農政課 藤井係長

はい、わかりました。

○議長

他に質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

先ほど、〇〇町では「青地から白地にできない。」と説明がありましたが、詳しく説明いただけますか。

○農政課 西川係長

〇〇町では「農用地保全計画」が策定されて、「青地」に32区画の分譲宅地を計画されました。この計画は、32区画の分譲宅地「青地」を「白地」に除外する代わりに、「計画区以外の青地は白地に除外しない。」との計画になっています。この32区画の分譲宅地が埋まらないかぎり、つまり「白地の宅地」があるので「青地から白地への除外」はできない計画です。

○議長

●●委員、よろしいでしょうか。

○●番 ●● ●●委員

はい、わかりました。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は、原案のとおり計画の変更をすることに対し、意見なしとすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」の声あり

○議 長

よって、本件は、原案のとおり計画の変更をすることに対し、意見なしとすることに決しました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 32 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 32 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長

ただいま議題となりました議第 32 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 水原課長 （第 9 条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第 32 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議第 32 号の提案理由の説明といたします。

○議長

質疑を行います。質疑はありますか。

○●番 ●● ●●委員

「内容」の欄が「特殊畑」になっており、報告事項の解約通知には地目現況とも「畑」となっています。本件の「内容」としての「特殊畑」としての意味は何で、何が栽培されているのでしょうか。

○農政課 西川係長

野洲川の改修に伴い「畑」として整備された湖岸工区・南流工区・北流工区を「特殊畑」としており、他の「畑」と混同しないように異なった表示としております。

○●番 ●● ●●委員

すでに○○が栽培されているのですか。

○農政課 西川係長

前の賃借人は、「○○○○」を栽培されていましたが、今回の賃借人が○○を栽培されます。

○●番 ●● ●●委員

湖岸工区・南流工区・北流工区は何が栽培されていても「特殊畑」となるのですか。南流工区・北流工区は「特殊畑」として理解できるのですが。

○農政課 西川係長

湖岸工区・南流工区・北流工区はすべて「特殊畑」として管理しており、通常の畑に○○が栽培されている場合は「畑」もしくは「○○」と表示しております。

○●●番 ●●● ●●●委員

「内容」は土地の地目ではないでしょう。

○議 長

「内容」は何を表現するのでしょうか。作付けする作物として、「水稻・野菜・果樹等」ではないですか。

○農政課 水原課長

そのような表示にさせていただきます。

○●●番 ●●● ●●●委員

今までどのような表示になっていたのでしょうか。

○農政課 西川係長

従前から「特殊畑」でございます。

○議 長

●●● ●●●委員、よろしいでしょうか。

○●●番 ●●● ●●●委員

はい。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をすること

に、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 33 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第33号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 33 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 2 ページ、位置図は 2 ページからとなります。

こちらは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、3 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 2)

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,100 平方メートルで、地目は登記・現況とも畑で、自作地です。譲渡人は、神戸市〇〇区〇〇町〇番〇〇－〇〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇〇 さんです。契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、327 アール、通作距離は 0.1 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 3)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 694 平方メートルで、地目は登記・現況とも畑で、自作地です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人

は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。
契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、338.6 アール、通作距離は 0.9 キロメートルです。

3 番の案件です。(位置図 P 4)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 200 平方メートル、同じく
〇〇〇 〇〇〇番 207 平方メートル、地目は登記・現況
ともそれぞれ畑で、自作地です。譲渡人は、守山市〇〇町
〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、
〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。契
約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、1,073.9 アール、通作距離は 0.3
キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の
全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施さ
れるため該当しません。また、第 2 号の法人要件（農地所
有適格法人以外の法人は農地取得できない）については、
1 番の株式会社〇〇〇〇〇〇は農地所有適格法人である
ため該当せず、2 番・3 番の案件は個人であるため適用あ
りません。

第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の下限面積（50 アール）についても、面積要件を満たしているため該当しません。このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第33号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

前々回の案件の一部で、申請の直前で所有者が亡くなられたので申請できなかった農地になります。ようやく相続登記が済みましたので申請されたものです。前々回の6月にご協議をいただいたところですので、問題は無いと思います。

よろしくをお願いします。

○議長

続いて、2番の案件を●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

隣接を耕作されている方への売買になります。所有者か

ら「売りたい」との相談があったもので、隣地と合わせて耕作されるもので、問題はございません。

よろしくお願いします。

○議 長

続いて、3番の案件を●●委員が報告いたします。

○●番 ●● ●●委員

所有者が耕作できないとのことで、規模拡大を目指されている譲り受け人と話がついたもので、問題ないものと考えます。

よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 34 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第34号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 34 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 4 ページ、位置図は 7 ページ、8 ページです。

こちらは、転用を目的とする権利移動の伴わない案件（自己転用）でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は1件でございます。

〇〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 358平方メートルで、地目は登記・現況とも畑です。

申請人は、守山市〇〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、申請人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続です。事由は駐車場です。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共施設（〇〇小学校、〇〇こども園）があることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第4条第6項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第34号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当の●●委員から、確認状況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

3世帯の家族構成になり、母屋の建て替えにともなう駐車場の確保になります。問題は無いと思います。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）

○当番委員（●● ●●委員）

先月の26日に●●委員と局長と参事にて、現場を確認
しました。特に周囲に影響を与えることはありませんでし
た。

以上です。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（第10条発言） 「無し」との声有り

○議 長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませ
んか。

（第10条発言） 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とする
ことに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 35 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第35号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 35 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 5 ページ、位置図は 11 ページからとなります。

こちらは、転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 5 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 11、12)

〇〇町 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇番地 1,051 平方メートルで、地目は登記・現況とも田です。譲渡人は、守山市〇〇 〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇〇 さん 〇〇歳、譲

受人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇 〇〇〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 さん です。譲渡
人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり売買
で、契約内容は売買、事由は駐車場となっております。備
考欄に記載のとおり、開発事業同意に該当します。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見
込まれる区域内的の農地で、相当数の街区を形成している区
域であることから、許可相当と考えます。一般基準につい
ても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2
項に該当しないため、許可相当と考えます。

2番の案件です。(位置図 P13、14)

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇の田 168平方メー
トル、同じく〇〇〇〇番〇 の田 150平方メートル、同じ
く〇〇〇〇番〇の田 53平方メートルで、譲渡人は守山市
〇〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。また、
同じく〇〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇の田 126平方メ
ートルで、譲渡人は、〇〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。

譲受人は、守山市〇〇 〇丁目〇番〇〇-〇〇〇〇号 〇
〇 〇〇 さん 〇〇歳で、譲渡人が土地を取得した時期

および原因は記載のとおり相続。契約内容は売買。事由は専用住宅です。備考欄に記載のとおり、〇〇〇の地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、相当数の街区を形成している区域であることから、許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

3 番の案件です。(位置図 P 15、16)

〇〇町 〇〇 〇〇番〇 25 平方メートルで、登記地目は田、現況は雑種地です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、譲受人は守山市〇〇〇 〇丁目〇番〇〇号ー〇〇〇〇号 有限会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇〇 さんです。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買、事由は看板設置、資材置場です。備考欄に記載のとおり、平成 27 年の相続以前から造成されていた無断転用の是正案件です。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、おおむね 500 メートル以内に〇

〇〇〇があることから、許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

4 番の案件です。(位置図 P 17、18)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 59 平方メートルで、登記地目は田、現況は雑種地です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇 さん 〇〇歳で、譲受人は、〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は贈与、事由は駐車場です。備考欄に記載のとおり、平成 13 年の相続以前から譲受人の方で駐車場として利用されていた無断転用の是正案件です。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、住宅・公共施設等が連たんしている区域であることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

5 番の案件です。(位置図 P 19、20)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 280 平方メートルで、地目

は登記・現況とも、畑です。譲渡人は大津市〇〇 〇番〇
〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇〇 さん 〇〇歳です。譲受人
は、栗東市〇〇 〇丁目〇番〇〇-〇号 株式会社〇〇〇
〇〇 代表取締役 〇〇 〇 さんです。契約内容は売買、
事由は分譲住宅8区画の一部です。備考欄に記載のとおり
〇〇の地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見
込まれる区域内で、相当数の街区を形成している区域であ
ることから、許可相当と考えます。一般基準についても、
周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に
該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第35号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状
況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

隣接の施設の駐車場が手狭になり、不耕作地になってい
た当該地を転用されるものです。隣接農地や地元の同意を
得られていますので、何ら問題は無いと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、2番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

地区計画区域内の農地で、西側の農地も開発予定でありますので、問題は無いと思います。

以上です。

○議長 長

続いて、3番の案件を●●委員が報告いたします。

○●番 ●● ●●委員

○○○○に接する農地で、すでに盛り土されており雑種地化している農地で是正案件になります。南側の隣地に畑があり段差がありますが、問題なく耕作されています。

よろしくご審議をお願いします。

○議長 長

続いて、4番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

現況は雑種地で、以前から駐車場として使われておりました。すでに宅地であったと勘違いされていたようで「申し訳なかった」との思いで、是正に向けて申請されたものです。隣地には農地も無く何ら問題はありません。

よろしくご審議の程、お願いします。

○議長

続いて、5番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

当該地は地区計画内の農地になります。分譲宅地への転用ですが、大半が宅地でありますので、特段問題は無いかと思えます。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）

○当番委員（●● ●●委員）

特にありません。

○当番委員（●● ●●委員）

3番の案件ですが、南側の隣地の畑と段差がかなりあり簡易的な土留めがしてありますが、その辺がどのように対策されるのか懸念したところです。

○事務局

申請時にも指摘したところでありますが、コンクリートブロックで土留めを行うよう図面等の修正を提出いただきました。

○議長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 31 号から報告第 34 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第 31 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定によ

る届出の報告について

2件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 32 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

5件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 33 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

9件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 34 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

3件の届出です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 4 時 10 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 3 年 8 月 18 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

3 番 林 茂一 委員

4 番 石田 達男 委員